

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | くらし安全・消費生活課 | 整理番号 | 1-1 |
|-----------------------------|---|-------------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 組合員以外が事業を利用する場合の許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 消費生活協同組合法第12条第4項 | | | |
| 許認可等の概要 | 法律で組合員以外の者に利用させることを認めている事業のうち、行政庁の許可を要するとされる事業を組合員以外の者に利用させる場合は、知事の許可を受けなければならない。 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】消費生活協同組合法 第12条第4項 消費生活協同組合法施行規則 第9条、第11条</p> <p>(事業の利用) 第十二条 4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業(第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。)を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとの利用分量の総額(前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。)の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業(第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業)ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。</p> <p>一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十条第一項第一号の事業を利用する場合 二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合 三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 4週間 | | | |
| 期間の制定根拠 | 【参考】「行政手続法の施行に伴う消費生活協同組合関係事務に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の指針について」(平成6年8月31日社援地第104号) | | | |